二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、匿名予防接種等関連情報等（匿名予防接種等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第十三条の七第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名予防接種等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第十三条の五　法第二十四条第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　医療分野の研究開発に資する分析であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第十三条の七に規定する措置が講じられていること。

二　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

（新設）